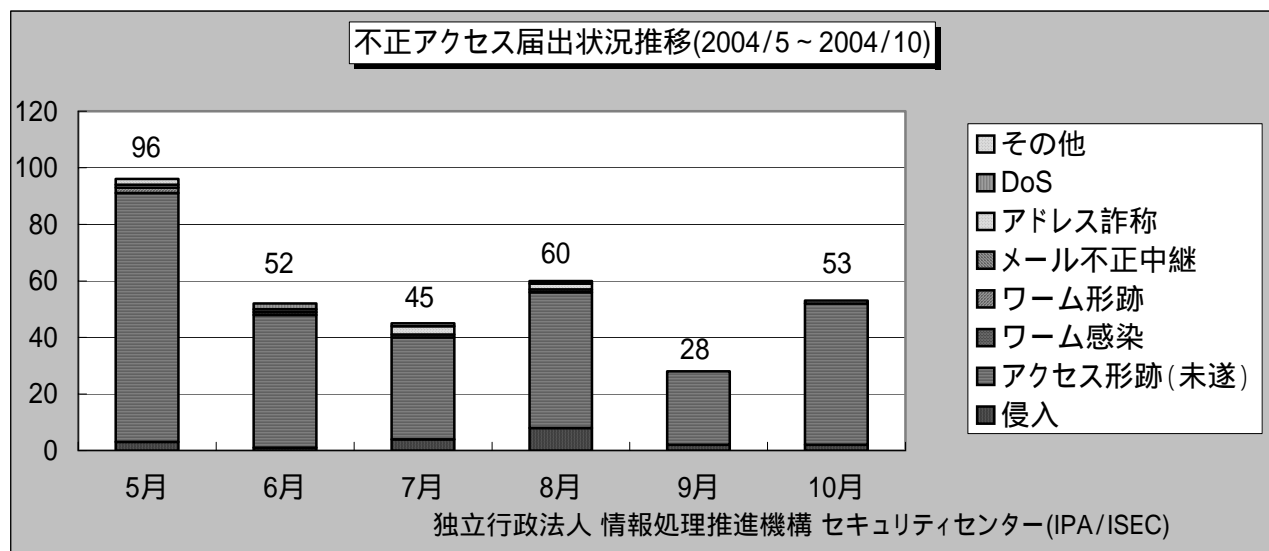


コンピュータ不正アクセスの届出状況について [詳細]

1. 不正アクセス届出の詳細

(1) 不正アクセス届出件数の月別推移



(2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	5月	6月	7月	8月	9月	10月
侵入	3	1	4	8	2	2
アクセス形跡(未遂)	88	47	36	48	26	50
ワーム感染	0	0	0	0	0	0
ワーム形跡	2	1	1	1	0	0
メール不正中継	0	0	0	0	0	0
アドレス詐称	1	1	3	2	0	1
DoS	0	2	0	0	0	0
その他	2	0	1	1	0	0
合計(件)	96	52	45	60	28	53

(3) 届出者別件数

個人ユーザからの届出が、約 92.4%を占めています。

届出者	届出件数					
	2004年10月		2004年9月(前月)		2003年10月(前年同月)	
一般法人ユーザ	3	5.7%	1	3.6%	13	43.3%
個人ユーザ	49	92.4%	26	92.8%	15	50.0%
教育・研究機関	1	1.9%	1	3.6%	2	6.7%

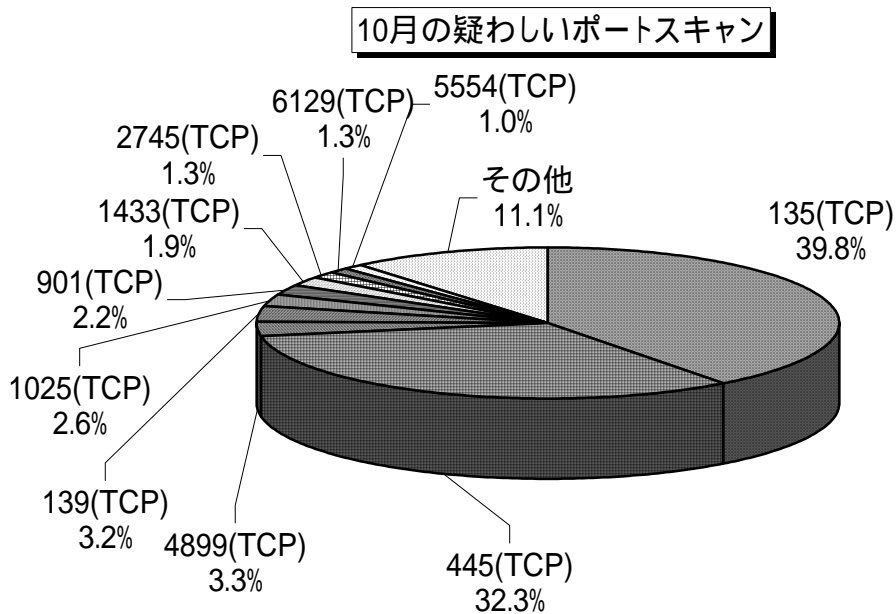
(4) 被害原因別件数

10月に届出された被害原因の内訳は、古いバージョン・パッチ未導入が2件でした。

原因	届出件数					
	2004年10月		2004年9月(前月)		2003年10月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	0	0.0%	1	50.0%	1	10.0%
古いバージョン・パッチ未導入	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
設定不備	0	0.0%	1	50.0%	5	50.0%
不明・その他	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%
原因なし	1	33.3%	0	0.0%	3	30.0%

2. 10月のネットワーク観測状況

IPA独自の観測環境サーバーの各ポートへのアクセス状況を観測したデータです。



135(TCP): W32/MSBlaster や W32/Gaobot に代表されるワームが悪用する Microsoft Windows のセキュリティホールを狙ったアクセスと推測されます。

445(TCP): W32/Sasser や W32/Gaobot に代表されるワームが悪用する Microsoft Windows のセキュリティホールを狙ったアクセスと推測されます。

4899(TCP): Radmin という遠隔操作可能なソフトウェアのセキュリティホールもしくは脆弱な設定を狙ったアクセス、あるいは W32/MSBlaster ワームに感染したコンピュータに作成されるバックドアへ接続を試みるアクセスと推測されます。

139(TCP): W32/Gaobot 等のワームが悪用する Microsoft Windows のセキュリティホールを狙ったアクセスと推測されます。

3. 10月に掲載した脆弱性情報

10月にIPAにて掲載した脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

Microsoft

- ・ Microsoft RPC ランタイム ライブラリの脆弱性 (MS04-029)
- ・ Microsoft WebDAV XML Message ハンドラの脆弱性 (MS04-030)
- ・ Microsoft NetDDE の脆弱性 (MS04-031)
- ・ Microsoft Windows のセキュリティ更新プログラム (MS4-032)
- ・ Microsoft Excel の脆弱性 (MS04-033)
- ・ Microsoft 圧縮 (zip 形式) フォルダの脆弱性 (MS04-034)
- ・ Microsoft SMTP の脆弱性 (MS04-035)
- ・ Microsoft NNTP の脆弱性 (MS04-036)
- ・ Microsoft Windows シェルの脆弱性 (MS04-037)
- ・ Microsoft Internet Explorer 用の累積的なセキュリティ更新プログラムについて (MS04-038)

Apple

- ・ Apple の Mac OS X に複数の脆弱性
- ・ QuickTime に複数の脆弱性

Real Networks

- ・ RealOne Player、RealPlayer に脆弱性

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2004 年 10 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0410.html>

・ コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96年8月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされています。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第362号 平成8年8月8日制定
- ・ 通商産業省告示第534号 平成9年9月24日改訂
- ・ 通商産業省告示第950号 平成12年12月28日改訂
- ・ 経済産業省告示第3号 平成16年1月5日改訂

お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp